

1. 社会保障の改革の工程について（総論）

- 少子化対策の財源出しのための改革ではなく、全世代型社会保障の考え方を出発点とすべき。社会保障を持続可能なものとし、将来世代に安心を届けるために、改革を将来に先送りにせず、着実に進めていく必要。
- 各種政策について、優先順位の観点が重要であり、その上で来年度から実施すべき改革、数年以内に実施すべき改革などに整理すべき。短期的な視点に止まらず、中長期、将来世代を見据えた改革を目指した形で実行すべき。
- 社会保障給付費の抑制、少子化対策など社会保障改革は社会の持続可能性の問題であり、加速化プラン（子育て、少子化対策）の財源分だけ抑制すれば良いわけではない。
- こども未来戦略が絵にかいた餅にならないよう、徹底した歳出改革に向け、社会保障分野の制度横断的な視点を重視しつつ、その改革にさらに一段と踏み込んでいく必要。
- 少子化対策としては、特に子育て世代の可処分所得増加が重要であり、医療・介護分野の改革で社会保険料負担の上昇に歯止めをかけられるかという点を意識して、改革の工程表をつくるべき。国民全体で支えあいをするにも、国民の過重な負担感を抑制することは極めて重要。
- 税と社会保険料の負担面での議論だけでなく、給付をともなった社会保障の再分配という面も考えるべき。現役世代の所得増加は経済政策によって達成されるべきで、社会保障は再分配という形で成長を支える・高めるために行うという観点から、経済政策、成長戦略と社会保障改革を一体的に考える必要。
- 障害者福祉、地域共生社会づくり、生活保護など、医療・介護以外の分野でも、持続可能となる制度改革について、制度横断的に議論していくべき。
- 経済財政諮問会議の改革工程表ですでに達成とされている項目も含め、幅広い改革の選択肢が必要であり、中心課題となる医療・介護分野以外の分野についても、全世代型社会保障の理念に照らして取り組むべき課題が無いかを精査し、検討課題の取りこぼしがないようにすべき。これまで進めてきた社会保障の充実策についても、費用対効果の低いものがないか丁寧に点検すべき。
- 2018年に出された社会保障の将来見通しを更新し、将来的な社会保障給付費の姿についてしっかり国民に理解を求めることが必要。

前回会議（10／4）における主なご意見②

2. 社会保障の改革の工程について（各論）

（1）働き方に中立的な社会保障制度等の構築について

- 次期年金制度改正に向けて、まずは短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃と、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消が最も重要な課題。
- 勤労者皆保険は、マルチワークや副業社会に対応できると同時に、格差の是正や分配のゆがみを解消するといった大きな取組みであることを認識し、実現に向けて議論すべき。
- 106万円の基準については、週20時間の基準の引下げ、標準報酬月額下限の引下げが議論されているが、いずれも被用者保険の仕組みの根幹に関わるもの。雇用保険も含めた総合的な検討も求められる。別途時間をかけて総合的、専門的に検討する必要。
- 週20時間未満の短時間労働者に適用を拡大することで、新たな労働者の発生や、企業側が「多様な正社員」としてスキルの高い者を雇用することが期待できるのではないか。
- フリーランスについても、短時間労働者の問題にかかる抜本的な制度的対応の中で、将来的な方向性を見据えた何らかの議論をすべき。
- 130万円の基準に関して、社会（労働法制・市場、夫婦の在り方、働き方等）が大きく変化していることを踏まえ、第3号被保険者制度の在り方など、更なる抜本的な改革を検討する必要があるのではないか。
- 健康保険や厚生年金保険の保険料の徴収事務は、労働保険と比べると大変複雑かつ事務負担が非常に大きいので、手続きの簡素化と就労状況や所得を簡単に把握できるようにすべき。全社報告書記載のとおり、マイナンバー制度を含めたデジタル技術の積極的な活用が有効であるので、早急に議論を進めるべき。
- 年金制度について、現在の制度に関する誤解を把握し、的を射た制度説明や周知の努力をし、正確な理解を促すべき。

（2）医療・介護制度の改革

- かかりつけ医制度、地域医療構想も重要であるが、入院医療費の更なる包括化など、さらに踏み込んだ議論をしていく必要。
- 人材確保、ロボット化やICTの活用など、引き続き生産性向上に向けた取組みを加速化させることに加え、医療、介護、福祉各分野において、1人が複数の分野の専門的知識を習得できるような工夫、複数分野の資格の取得も促し、中高年の参加の促進などの検討を早急に進めるべき。
- 医療・介護現場において、AI、デジタルツールを取り込む観点は重要。労働力不足やデジタル化に対する障壁がでてくる可能性があるため、プライバシーに関する考え方自体もある程度緩和する必要があるのではないかと。介護やヤングケアラー問題、労働問題は、より繊細なデータを使用する医療現場などよりは導入しやすいのではないかと。
- DXやデジタル人材の導入に関して、デジタル事業者や、スタートアップ企業などに対する窓口支援、もしくは導入支援よりも、現場のスタッフがいかんにして容易にデジタルツールに慣れ親しみ、労働力不足を補う形で使えるかが重要。リ・スキリングにはデジタルを使う・含むという方針を打ち出し、事業者がリ・スキリングを導入するためのインセンティブとなるようにすべきではないかと。
- （医療の現場からすると、）医療DX改革による医療の効率化により、ポリファーマシー問題などが解消し、医療費上昇への抑制期待があるが、1～2年では実現しない。長期収載品の自己負担の在り方の見直しなどにも取り組むべき。
- かかりつけ医と地域医療構想といった改革を進めていく上で、データにしっかり基づいた議論が行われるべき。例えば、各法人の資産の状況等を踏まえた医療機関の経営状況の見える化を行い、得られたデータをしっかりと評価した上で具体的な政策に活用して行くべき。
- 過疎地域のみならず、現状医師が多い都市部のような選択の余地が多い地域の住民も、かかりつけ医の選択が保障・明確化される制度設計が早急に必要。かかりつけ医機能が明確化されれば、総額として医療費を制御しながら、多くの諸外国と同様に自己負担についても柔軟に考えることが可能になるのではないかと。

前回会議（10／4）における主なご意見④

（2）医療・介護制度の改革（続き）

- 地域医療構想について、都道府県の責務の明確化等に関し、必要な法制上の措置を行うべき。また、2026年以降の枠組みも議論する必要がある。
- 医療提供体制は効率的で質の高い制度にしていくという視点が重要。
- 介護の給付と負担の見直しについては年末までの議論となるが、必ず制度見直しを行う必要がある。
- 平均賃金が低い保険者のもとで働いている方の手取りの増加につながる側面があり、賃上げの取組みとの整合性もあるため、財政調整制度の見直しによって、被用者保険者間の格差の是正は引き続き進める必要がある。

（3）地域共生社会の実現

- 住まい支援システム構築に向けた取組みを進める中で、省庁横断的な住宅セーフティネットと入居時および入居後の双方における相談支援の仕組みを、来年の改正を目指して推進すべき。
- 本格的な日常生活支援のためには、日常身元保証から死後事務に至るまでの日常生活支援の展開が必要であり、令和6年の重層的支援体制整備事業の見直し等に合わせて大きな施策展開を検討すべきではないか。
- 単に保育所や相談窓口の機能などの整備だけでなく、居心地のいい空間や、街づくりのデザイン性など、若い世代の方たちが自分の特性や適性を知り、それを実現できるような場を用意できる環境を整えていくのが、次世代育成、国、地域が持続可能なのかを考える上でとても重要。もちろん所得もベースとして非常に重要だが、こういった観点からの支援策や対応を省庁横断的に考えるべき。
- 居住支援だけでなく、地域共生社会の実現に関わる様々な政策と、社会保障、福祉分野、子育てとの連携について、今後、専門職などの人材確保の課題など体制整備も含めて、横串で議論していくべき。

3. その他

- 少子化対策は、現在の労働力と将来の労働力を確保するという事ならば、企業は受益者であり、企業から一定の拠出を求められるのではないかと。民族としての持続可能性という観点からは、全ての国民が等しく関与するという意味で、高齢者も含めて全ての人が負担するような財源を用意するという事ではないかと。
- （少子化対策については、）現金給付ではなく、明らかに出生率向上効果がある現物給付を中心に考えるべき。
- 制度への信頼という観点からは財源の確保が最も重要な論点。加速化プランとの関係での財源だけでなく、子育て政策の財源について、長期的な見通しも含めて、できるだけ具体的に国民に分かりやすい形で方針を積極的に示すべき。その際、財源の確保、そのための歳出改革が、政府や社会保障に対する信頼を揺るがさないよう、慎重な配慮と全体的に整合的な改革とするべき。
- こどもをめぐる施策について、今回提案されている様々な支援が期待された効果を持つには、施策が一定の長期的なスパンで継続されること、あるいは将来的に改善されていくことへの国民の信頼が必要。また、逆に暫定的、短期的なものであることが予想されている支援については、そのことが十分に明示され、理解されることも必要。
- 少子化対策として多様な支援が展開され、施策の体系的な整理が難しくなっている面もあるが、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める際に、様々な施策のそれぞれについて、意味や目的などを改めて整理するべき。
- 共育てについては、職場の理解・協力も必要だが、こどもの頃からの教育、意識改革が必要。日本人男性の意識改革から始めるべきではないかと。
- 新たな支援金制度について、事業主のみならず、後期高齢者を含む幅広い国民からも拠出を求める観点からは、年金ではなく医療保険の仕組みを活用するという事には充分合理性があるが、新たな支援金制度について事業者負担との兼ね合いで対象とする事業の理由付けを明確にする必要。
- 支援金は内容、規模、法的性格について、国民に対して全体像を明確に示すべき。支援金がどのように分配されるのか、見通しも含めて早く示すべき。
- 支援金の法的性格については、租税とは異なる性質を有しており、形式的に税として規定することにはなじまないのではないかと。